

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

平成31年2月12日 午後1時28分 開 議

出席委員

委員長	中根光男
副委員長	設楽健夫
委員	田谷文子
委員	櫻井繁行
委員	小倉博

欠席委員

なし

出席説明者

保健福祉部長	寺田茂孝
生活環境課長	廣原正則
子ども家庭課長	大久保昌明

出席書記名

議会事務局	檜山宏美
-------	------

議 事 日 程

平成31年2月12日（火曜日）午後 1時28分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 児童館の開館時間変更及び臨時休館について
 - (2) 放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性について
 - (3) 新治地方広域事務組合に関する協定等について
 - (4) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時28分

○中根光男委員長

それでは、委員の皆様にはお忙しい中、お集りをいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

それでは、書記を指名いたします。議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、児童館の開館時間変更及び臨時休館についてを議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

本日は委員会の開催ありがとうございます。

それでは、(1) 児童館の開館時間変更及び臨時休館について説明申し上げます。

現在、市内には大塚、稲吉、新治児童館の3児童館が設置されていますが、今回報告させていただく内容は、その開館時間の変更についてであります。

具体的な内容につきましては、子ども家庭課、大久保課長から資料に沿って説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

子ども家庭課の大久保です。よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な内容につきまして資料に沿って説明いたします。

最初に、大塚児童館でございますが、現在、平日の開館は午前8時30分から午後6時までとなっております。この開館時間を1時間繰り上げて、午後5時に閉館するという変更でございます。土曜日の開館につきましては、変更はございません。

次に、稲吉児童館と新治児童館についてでございますが、現在、平日の開館時間は大塚児童館と同様に、午前8時30分から午後6時としておりますが、こちらも開館時間を1時間繰り上げまして、午後5時に閉館する変更を行いたいものでございます。また、土曜日につきましては、第2・第4土曜日のみ隔週で、午前8時30分から正午までで開館しておりますが、こちらは臨時休館とさせていただきますものでございます。

これらの変更の理由といたしましては、3つの児童館のいずれもが平日の午後5時以降の利用者がいないことでございます。市の児童館につきましては、放課後児童クラブとの併用利用がされておまして、一般来館者を見ますと、放課後児童クラブ活動が始まる前に利用するケースがほとんどでございます。また、利用者に対しましては安全面を考慮いたしまして、午後5時には帰宅するように促していることもございます。これらのことから、現実的には午後5時以降の児童館の一般利用者がいないのが現状でございます。

また、稲吉児童館、新治児童館の土曜日の臨時休館につきましては、こちらも利用者が極めて少ないという現状を踏まえてのものでございます。近年、土曜日の利用者は極めて少ない状況が続いております。児童館の建設時におきましては、土曜日毎週開館しておりましたが、利用者の減少に伴い、平成24年度に開館時間の変更を行いまして、現在の隔週での開館とした経過がございます。しかしながら、その後の状況を注視しておりましたが、その後においても少子化等が要因と思われまますけれども、利用者は減少傾向が続いていることから、臨時休館をするものでございます。

以上が、開館時間の変更の理由となります。

次に、変更の時期でございますが、本年4月1日から試行的に変更を開始したいと考えております。

利用者の皆様方への周知につきましては、広報誌、ホームページ、児童館だより、児童館へのお知らせの掲示等を予定しております。

最後になりますが、今回の変更につきましては、試行的に行いまして、今後の児童館の利用状況、あるいはニーズに合わせまして、必要に応じて再度の変更も検討していきたいと考えております。

なお、児童館につきましては、その運営を協議いただく児童館運営委員会が設置されております。昨年11月に当委員会にこの内容をお諮りいたしまして、了承をいただいておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

説明は、以上です。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

閉館、開館時間の変更と臨時休館ということだと思います。働き方改革のほうに流れ的には準じてくるのかと思っています。

まず、大塚児童館、稲吉児童館と新治児童館のそれぞれ職員が何人ずつ配置をされているのかをまず確認をさせていただきます。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

臨時職員を含めて、大塚児童館が5名です。それから、稲吉児童館が2名、そして、新治児童館が3名という職員体制でございます。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

職員の数からすると、決して多くはないかと思えます。

それで、大事なところは、平日は午後6時までが1時間早く閉館を迎えるということで、子どもたちの利用が少ないためというご説明がありましたが、その中でこの職員たちが今までは午後6時に閉館して何時に帰っていたのか。また、この1時間繰り上げて閉館をすることによって、その財務処理等がスムーズに行われて、効率的な仕事ができ早く家に帰宅ができるようになるのか。その辺のところも考えているのかをお聞かせいただければと思います。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

先ほどの職員体制は、正職員と臨時職員合わせた数になりますけれども、臨時職員に関しては定時退庁するという形で、正職員が午後6時後の財務整理等がありまして、午後6時以降に帰るという形になっています。

働き方改革というようなご指摘も今いただきましたけれども、現状、職員の体制は朝8時半から午後6時までと、通常の7時間45分という我々の仕事時間を超えてしまいますので、2交代になるという状況です。ですので、児童館は開館に当たって2名の児童厚生員を置くしかないですけれども、今の時間帯ですと4名を置いている状況です。1時間短縮することで、2名で対応ができるということになりますので、そういう意味でいいますと、働き方改革にも対応できるという状態です。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

よくわかりました。

やはり児童館が閉まってからの財務処理というか、いわゆるサービス残業になるかと思えますけれども、その辺のところも管理者として、職員の皆さんの把握をしっかりしていただきたいと思えますし、よりよい今後も活動ができるよう期待をしています。

それとあともう1点。今回、稲吉児童館と新治児童館が臨時休館という名称にはなっていますが、これはあくまでも試行的に開始をしているというところで、休館という名称を使わなかったというようなニュアンスでよろしいですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

はい、委員ご指摘のとおりでございます。ニーズ等があれば、再度開館時間を設けて、土曜日でも開館するという意味合いは残したいと思えます。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

最後に、すみません。どうしても、何か臨時休館というと、きょうだけお休みで、例えば第4土曜日はやるのかというような少し誤解を生んでしまうところが、市民の皆様にあるかと思えます。その辺の名称をしっかりと考えていただくことと、もちろん周知方法を4点挙げていただいていますけれども、しっかりとお母さんたち、またおじいちゃん、おばあちゃんたちにも周知をしていただきたいと思います。その辺のところをしっかりと誤解のないように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

ただいまの委員のご指摘のとおり、誤解を招く可能性があるかと思えますので、その辺は修正をしながら対応したいと思います。

○中根光男委員長

それでは、ほかにご質問等は、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

これ今、働き方改革という話は、主体にもなっていますが、行政側の基本的な今の勤務とか、あるいは時間管理というところから来ています。この児童館の一番の主体は、子育てしやすいという意味では、若い人たちとか、あるいは子どもたちがどうなっているのかが基本になります。

私は、この資料の中でだけではわかりません。11月に児童館運営委員会があったという話ですけども、そこにもこの1枚の用紙で説明されたのですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

昨年行われました児童館運営委員会の席上では、平成27年から平成29年までの利用者の実績、それから、本年平成30年度の上半期の利用者の実績等を提示させていただきまして、利用者数の推移をもとに説明をさせていただきました。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

文教厚生委員会は、こういう資料は必要ないということですか。これでは判断の材料がないです。この一番肝心なのは、子どもたちが今どういう実態になっているのか、そして、そこに預ける親たちが児童館を活用することによって、自分たちの働き方だとか子育てにどういう影響を与えるのかということをしっかり把握しなくていけない。そのためには、ここにあるような平成27年から平成29年までの実態の調査の数値は出していただきたい。判断ができません。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

今のデータ資料がありますので、暫時休憩いただきまして、配布したいと思います。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

もう一つ、かすみがうら市の人口を見ると、やはり減り続けています。子どもたちも減り続けている。これは子育て環境とか安心して子どもたちを育てられる環境をどうつくっていくのかといったときに、かすみがうら市に人が集まってくるような施策が必要です。そういう意味で、例えば近隣の土浦市、石岡市あるいはつくば市の児童館はどうなっているのか。近隣がどういう状況になっているのかについても、データを示していただきたいです。そうでないと、ここからどんどん人口は減っていくし、子どもたちは離れていくという事態が続いていきます。これは、同じようなデータを土浦市とか石岡市、つくば市からすぐとれると思いますので、それをお願いしたいです。

○中根光男委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

今ありました隣接、土浦市と石岡市の開館時間も記載されております資料を持ってまいります。

○中根光男委員長

資料の提供をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時48分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

それでは、ただいまお手元にお配りしました資料について、概略説明させていただきます。

まず、過去3年間の3つの児童館の利用状況を表にしたものでございます。

大塚児童館、稲吉児童館、新治児童館の3児童館につきましては、平成27年度から平成29年度、さらに平成30年度4月から9月までの1日平均の利用人数を表示しております。

下段にいきまして、土曜日も同内容でございまして、過去3年間、そして、今年度半年間の利用状況の推移を示したものでございます。

それから、一番下に近隣市の状況で、土浦市、石岡市の児童館を表示しております。参考までに土浦市の児童館は3カ所、それから、石岡市の児童館は2カ所となっている状況でございます。

それから、児童館の利用金額のご質問がございましたが、基本的に児童館の利用は、無料となっております。利用の条件につきましては、ゼロ歳から18歳までの方を対象に利用できるということが条件となっております。

説明は、以上です。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

土曜日の利用で大塚児童館は、平成27年度から平成29年度までを見ると減ってきています。逆に、

稲吉児童館はふえています。新治児童館は、平成 27 年度は 3.29 人と非常に高い数値が出ています。けれども、その後、平成 28 年度 1.52 人、平成 29 年度 1.72 人と減っています。大塚児童館は、減ってきている傾向があるけれども、ほかの児童館は逆に、土曜日がふえ始めています。これはどう分析していますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年では数字が多少ふえているところもあるかと思いますが、平成 30 年度になりますと、ゼロという児童館が 2 カ所あります。数字の細かな分析はしておりませんが、お子さんの状況を見ますと、少子化もあります。基本的に土曜日は、塾に通っていたり、それから、クラブ活動、スポーツクラブ等に通っているお子さんがふえているのも現実でございます。そういったことから、児童館の利用者は減っていると考えてございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

全体の教育動向を見ると、部活が制限されてきています。今、朝練と放課後の部活も減ってきている。逆に、私設のさまざまなクラブへの流れも最近起きているし、これからも起きてくるだろうと思います。この平成 30 年度の数値は、4 月から 9 月の半期です。それで、実際、子どもを抱え、実際共働きの人たちがどのぐらいいて、どういうことを望んでいるのかという実態調査もあわせて進めていく必要があると思う。わずかながらにせよ、平成 28 年度、平成 29 年度はふえ始めている。これが何を意味しているのか私わかりませんが、やはり子どもとその父兄が主体になると思う。そこをベースにいろいろな施策をとっていく必要がある。無論、働き方改革という形で進めている内容も課題ですから、あわせて見ていく必要があると思います。仕事としてはふえますけれども、やはりそういうことを見て、この市が働きやすい、子どもたちが土曜日に親が働きに行っても安心して預けられて、そして生活ができる、あるいは学習ができるという体制をつくっていくということが一番大切だと思うので、調査してください。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

土曜日の閉館のご指摘と、それから、そのニーズの関係、さらには、働き方改革に伴っての親子の土曜日の過ごし方かと思いますが、3 児童館のうち大塚児童館につきましては、土曜日も引き続き閉館をしていくということでございます。ほかの児童館から移動するという事で、時間を要すると思いますけれども、土曜日に開館します大塚児童館でニーズを把握して、稲吉児童館、新治児童館の再度の開館の必要があるかどうか検討していきたいと思っております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

その際に、かすみがうら市は児童館が旧千代田地区に 3 カ所で、新治児童館、稲吉児童館、大塚児童館です。旧霞ヶ浦地区はないです。そういうことを含めて、これが実態ですから、調査あるいは聞

き取りをやるときには、やはり平らにやっていただきたいと思います。旧霞ヶ浦地区においても、やはり土曜日に働きに出ている人はいます。そういう人たちに対応できる、あるいは対処できるということが必要になってきていると思いますので、その辺の調査も調査をするときには、広く、平らにやっていただきたいと思います、いかがですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

旧霞ヶ浦地区の土曜日の児童館の利便的なことは、なかなか難しい面はあるかとは思いますが、現在、子ども・子育て支援計画の中でアンケート調査、年次調査等を行っておりますので、その中でそういう分析ができるかどうか視野に入れて対応したいと思います。旧千代田地区につきましては3児童館ありますので、要望、ニーズ等は把握するように手法を検討したいと思います。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この調査は、大体いつぐらいに実施される予定ですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

4月1日以降、臨時休館した後の調査というお話かと思いますが、様子を見る時間も必要かと思っておりますので、年度当初というよりは年度中盤、あるいは年末等にかけての時期になるのかと思います。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性についてを議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

こちらの資料は、A4両面刷りの横印刷のものになります。

それでは、(2)放課後児童クラブ運営に関するサウンディング型市場調査の実施について説明をさせていただきます。

放課後児童クラブの運営につきましては、この委員会において学校との連携のあり方や保育内容などについてご意見、ご指摘をいただき、特に学校との連携など、課題の改善に努めてまいりました。子どもの最善の利益を保障する観点から運営体制を始め、サービスの充実や質の向上が引き続き課題となっております。そこで、そうした課題解決の手法を探るため、サウンディング型市場調査という方法で関連する民間事業者等から意見やアイデアをお聞きすることにより、今後の運営体制の改善やサービスの向上につなげようとするものであります。

このサウンディング調査につきましては、調査の手法などについて行財政改革・公共施設等マネジ

メント推進室において調整を行っておりまして、2月14日に予定されている総務委員会において説明を行うとのことでございます。今回は、そうした調査の試行的な実施で、放課後児童クラブの運営につきまして対象事業の1つとしているため、本日報告させていただくものでございます。

それでは、お手元の資料に沿って、子ども家庭課、大久保課長から説明いたします。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

それでは、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1番、調査の趣旨でございますが、市の事業の課題に対しまして、民間企業等からアイデアや意見をお聞きし、その内容を参考にして事業を実施することで、行政サービスや市民満足度の向上につながるものでございます。

ちょっと難しい言葉でございますけれども、事例としましては、全国的な状況としまして、ここ3年程度の間で約500件の調査が各地の自治体で行われております。具体的な内容につきましては、日本PFI・PPP協会のホームページに掲載されておりますので、後でござらんいただきたいと思いません。

この調査は、事業を検討する段階におきまして、関連する企業などと個別の意見交換、この後ろでは「対話」という文字を使っておりますが、意見交換を行うことで、市が抱える課題に対しまして、その企業ならではの意見やアイデアをお聞きしていくものとなっております。

こうした流れについて、次の2番、民間委託の流れにおける調査の位置づけということで整理してございます。

資料の中に五角形の表示があるかと思えます。こちらをござらんいただきたいと思えます。通常、民間に業務を委託する場合、事業を実施する場合には、事業の検討から始まります。一番左側になりますけれども、その中で次の五角形になりますが、直営にするか委託かの判断を行い、また、委託の場合の仕様書、具体的な業務内容を決定するなど、方針の決定を行います。その後、競争入札や公募型のプロポーザルという方法で事業者の選定を行っております。

現在こういう形で行っておりますけれども、このやり方に一部課題もありまして、市の内部で仕様書を検討して、なかなか民間の現実的なアイデアが反映されていない部分であったり、あるいは企業の参入機会や事業者の公募の段階での期間が短期間になってしまったりと、委託内容に関するアイデアがちょっと足りなかったり、公募が不調に終わってしまうといった課題があることも現状でございます。

これに対しまして、今回のサウンディング調査につきましては、事業者選定の流れは基本的には変えませんが、事業検討段階に民間事業者との意見交換を行うことでサウンディング調査を行うような内容になりました。ちょうどこの下地が黒で、白文字で「民間事業者との対話（サウンディング）」と書いてありますが、この対話がこの矢印どおりに上の事業の検討開始の後に入ってくるという見方をさせていただきたいと思えます。

この意見交換におきまして、市の課題に対して企業側でできることやその場合の条件、行政では気づきにくい課題などにつきまして、個別に意見交換を行ってまいります。そして、その意見交換の結果を踏まえまして、その事業を直営で実施していくか民間事業者に業務委託により実施するかといった判断、さらに委託したほうが効果的という場合には、委託の仕様書に反映をさせていただきまして、事業者の入札や公募を改めて行うという流れになるものでございます。

こうすることで、企業側にとりましては、市の事業検討段階の動きがわかり、参入の機会が拡大する。そして、何よりも市民の皆さんにとりまして、新たな発想でのサービス提供によりまして、満足度の向上も図れる、つながるということが期待できるものでございます。

こうした企業側との意見交換、対話の実施の具体的な流れにつきましては、下段の3番、サウンディングの流れとポイントということで示しております。

左側の実施要項の作成・公表から右側の結果の公表まで、6つの段階に分けて流れが整理されております。幾つか要点を申し上げますと、まず、公平性と透明性の確保という点がございます。市であったり、あるいは関係機関のホームページにおきまして実施要項を公表いたしまして、これらのサウンディング調査を行うという内容での実施要項を公表しまして、市の課題や聞きたい事項を明確にして調査の周知を行います。また、最終的な聞き取りの結果につきましても、概要を公表いたしますので、今後可能性がある事業者公募に向けまして関係する他者におきましても、参入の検討ができ、受注機会が拡大されることとなります。

さらに、市民の方に対しましても、市におけます検討課題や民間委託の効果、メリット・デメリットを前もって周知することができることとなります。いきなり民間委託ということではなくて、事業に対する理解を深める機会にもなるかと考えております。

また、調査の実施段階では知的財産の保護が重要となります。企業にとっては独自のアイデア、ノウハウを提案することによりまして、そうしたことがメリットになる反面、その後の事業者公募の段階で他社に利用させるリスクも抱えながら調査に参加することになりますので、活動になるべく影響を及ぼさないような配慮が重要となります。また、市では企業側からアイデアを教えていただくという立場で調査に望むことも一つのポイントになるかと思っております。

こうしたやりとりを事業検討の段階から実施することがサウンディング調査でございます。簡単に申し上げますと、これまで一部の企業からの営業などを参考にしておりました検討段階の事務をオープンな形で実施することで、より多くの企業から提案をお聞きする方法であると言いかえることができるかと思っております。

続きまして、裏面になりますが、今回のサウンディング調査の対象とする事業についてでございます。

4番、サウンディング調査の試行的実施でございます。まず、国の動向といたしましては、内閣府のPFI推進室におきまして、平成27年12月に多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針と決定いたしまして、事業の発案等の段階で民間事業者からの提案を積極的に求めることが望ましいと示しております。また、国土交通省におきましては、平成30年6月に調査の手引を策定して、ホームページ等で公表をしております。

かすみがうら市としましても、第2次総合計画におきまして、多様化する行政需要に対応するため、民間活力の活用などの必要性、行財政改革を進めるという視点からも重点項目として民間提案の活用を位置づけることとしております。

このような背景がありまして、今回2つの事業について調査を実施することになります。

1つは、施設の管理運営など、ハード面を中心とした事業の調査としまして、(仮称)かすみがうら市ウエルネスプラザの管理運営について、また、市民生活に密接に関連するソフトでの事業調査としまして、子ども家庭課で所管します放課後児童クラブの民間活力導入の可能性調査、可能性について調査する事業の対象としているところでございます。

ウエルネスプラザに関しましては、施設整備の担当であります行財政改革・公共施設等マネジメン

ト推進室におきまして、こちらの資料にありますような選定理由（課題）を背景としまして、事業者との意見交換、対話を行うこととしております。

また、放課後児童クラブの民間活力の導入可能性につきましては、私ども子ども家庭課におきまして、冒頭に申し上げましたように、サービスの充実と質の向上や人材の確保や育成について民間事業者との対話を行ってまいりたいと計画しております。

いずれの事業につきましても、平成 32 年度から新たな体制を考えておりまして、今月半ばから周知を始め、年度内には対話を行い、来年度の早い時期から平成 32 年度からの対話内容の調整、準備を進めていきたいと想定しております。

さらに、今回の調査の試行結果を踏まえまして、民間活力との連携を推進するため、行財政改革・公共施設等マネジメント担当では、こうした調査の対象拡大についても調整しているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。この件につきましては、冒頭申し上げましたように、今週 14 日に行われます総務委員会、さらには、同じ 14 日の午後に予定されております全員協議会におきましても同じ資料で説明を行う予定としております。よろしくお願いたします。

以上です。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

設楽委員。

○設楽健夫委員

資料裏面のサウンディング調査の試行的実施のところに、(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザにおける民間活力の導入可能性についてと、もう一つは、放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性についてと具体的に出されています。例えば、放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性といった場合に、市の基本的な放課後児童クラブにおける仕様書があると思います。そういうものが前提になって、意見を聞いていく。悪い言葉で言えば、丸投げでという形にはいけないと思う。今回の場合、この趣旨を聞いていると、どういうことを諮問、あるいは、サウンディングは打診すると書いてあります。前もって相手に働きかけ、様子をうかがうと 1 番、調査の趣旨の下に、サウンディングの説明があります。そうすると、この当市における放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性についてといった場合に、今の放課後児童クラブの運営仕様書が示されて、民間の人たちに対して打診をしていく、あるいは様子を伺っていくということになると思う。いい案があれば、それを導入していけばいいし、これは自分でやってきたほうがいいと判断すれば、そうすればいいと思います。そういう意味でのベースになるのは、やはり仕様書だと思う。よくいう仕様書ですよ。どういう基本計画で、どういう事業計画で行っていくのかということが、前提にあってということになります。14 日に全員協議会も開催されるでしょうから、そういうものがあれば、提出していただきたいと思えます。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

ただいま委員からご指摘がありましたように、業務委託をする上での仕様ベースは、今現状での仕様がベースになるかと思えます。それに上乘せするような形でのアイデアであったりとかノウハウを

期待して行うものでございます。具体的な仕様書については、今、検討中でございます。恐縮ですが、14日までにはちょっと間に合わないのかと思いますので、その辺はご了解いただければと思います。ただ、ネット等では公表するような形になります。あくまでも、可能性調査ですので、その後の仕様書はご意見をいただいたもので、改めて市の方針をつくった上で仕様書をつくって、事業者選定につなげるというような流れになりますので、よろしく願いいたします。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

放課後児童クラブの指導員の認定制度が始まっています。どういうことかという、放課後児童クラブの資質といいますか、子どもたちを預かり、そして、丁寧に指導していく。何を教えていくのかという基本的な基準を定めて、全放課後児童クラブの質をある程度一定にしていくと、県レベルでやっていますよね。

そうしますと、その今の指導員の認定制度に盛られている基本的な基準が出てきますね。それが、その一つの放課後児童クラブにおけるところの運営の基本的なベースになっていくと自分は思うのですが、その辺の認識はいかがですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

委員ご指摘の認定制度については、研修の実施主体は茨城県になりますので、県下統一的な最低限対応しなければならない基準をその研修の中で習得するというような形になるかと思います。今回の調査、後々に業務委託になる可能性の調査になりますけれども、その中においてもその認定制度で認定を受けた支援員というのはベースになってくると考えています。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

先ほどのところでも、他市との比較ということで土浦市、石岡市、つくば市という話をさせていただきましたけれども、この先ほど委託ですか、全国で500件という報告がありました。

茨城県と近隣の土浦市、石岡市、つくば市はどのくらいかわかりますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

先ほど説明の中で500件という数字を出しましたが、これにつきましては放課後児童クラブに限ったものではなくて、ハード面、ソフト面、それぞれ合算したもので、全国で500件程度の実績があるということでございます。

放課後児童クラブに関して近隣の動向としましては、民間委託している内容としましては、茨城県内では全体の37%が、民間に業務を委託している内容でございます。近隣の土浦市におきましては、既に一部民間委託を実施しておりまして、段階的に全部委託するというような流れかと思えます。石岡市におきましては、現在進行形でございます。検討を重ねているとお伺いしています。失礼しました。直近の情報では、石岡市は平成32年4月から業務委託をすることが決まったということでございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

今のデータについて資料あると思いますので、後で出していただけますか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

はい、後で資料を出したいと思います。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

今回、総務委員会と文教厚生委員会に分かれているというところですが、この資料がもう完全に一緒になっていますし、何かすごくわかりづらいと思います。確認ですが、2月14日にはウエルネスプラザについて総務委員会に報告をする。今回は、文教厚生委員会として放課後児童クラブの民間活力の導入可能性について協議をするということによろしいですか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

委員おっしゃるとおりでございまして、2月14日総務委員会には、この資料に基づいてウエルネスプラザの民間活力の導入可能性について説明をする。本日は、放課後児童クラブをご報告させていただくということです。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

わかりました。

また、課長が先ほどあったように、2月14日には全員協議会もあると思います。その中でも、やはり要は導入の可能性を今、調査するというところが一緒になると思います。今、協議をしているということは、民間委託をする、要は一步前の段階ですよね。民間委託をする可能性ではなくて、それを導入するか否かを、まずは協議をする段階になっていると思います。そこでぜひ資料で1件追加してほしいのは、先ほど設楽副委員長もおっしゃっていましたが、放課後児童クラブにおいて民間活力の導入可能性を検討している自治体は、茨城県内に何カ所あるのか、また、今、世の中の流れで、放課後児童クラブは民間委託という流れが全国的になっていると思います。それは、自治体において財政面も非常にメリットもあることだと思いますし、それが全国的な流れだということもしっかり説明しながら、もう一步、放課後児童クラブを民間委託している自治体が、茨城県内44市町村のうち何カ所あるのか、その辺を把握として捉えてもらい、総合計画に絡めて、少し説明を全員協議会の段階ではしていただけると、もう少しスムーズに理解が進むのかと思います。どうしても一緒になってしまうところがあると思うので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

県内の細かい現状でまでは把握しておりませんが、今年度当初段階での民間業務委託している実態等はつかんでおりますので、その辺は説明の中で加えさせていただきたいと思います。

○中根光男委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

ぜひ担当部としてつかんでいるところで結構ですので、その辺はしっかり周知をしていただいて、よりわかりやすい説明ができればと思います。少しネット引くと、放課後児童クラブを民間委託しているのは、もう五、六年前から神栖市や笠間市は、すぐ上がってきますよね。そういうところは先進的に行っていると思いますし、その辺の情報をしっかり議員にも発信して、今後しっかり検討していくというお話があれば、事前段階なのか民間委託をしていくのかという辺が整理をする質問になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

今の話の延長にもなると思いますけれども、茨城県の中の事例として、こういう検証をしていくのでしょうかけれども、できれば視察を含めて、実態がどういうふうになって、何が一番いいのかということまでできればやっていただきたいと思います。

○中根光男委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

検討させていただきたいと思います。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

(部署交代)

○中根光男委員長

次に、新治地方広域事務組合に関する協定等についてを議題といたします。

説明を求めます。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

市民部生活環境課の廣原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、市民部の田崎部長が所用により欠席しておりますので、私から説明をさせていただきます。

資料につきましては、新治地方広域事務組合に関する協定等についてをごらんいただきたいと思います。

新治地方広域事務組合は、地方自治法第 284 条第 1 項の規定による一部事務組合であります。現在の共同処理する事務としましては、ごみ処理施設の設置及び管理に関すること、ごみ処理に関すること及び老人福祉センター施設の設置及び管理に関することとなっております。

構成自治体としましては、石岡市、土浦市、かすみがうら市ですが、石岡市につきましては八郷地区、土浦市については新治地区のみの共同処理となっております。

組合の経緯としましては、昭和 49 年 6 月に設立をしまして、現在の施設である環境クリーンセンターは平成 7 年 4 月に稼働を開始し、現在に至っている状況でございます。また、平成 21 年 12 月にかすみがうら市、石岡市及び土浦市で締結しました別紙にあります組合事業に関する運営等に関する協定に基づき、現在運営されている状況でございます。

次の協定書をごらんいただきたいと思っております。

協定書の 1 番目の環境クリーンセンターの運営についてございまして、これは第 1 の部分で、平成 22 年度以降、10 年間（平成 31 年度まで）は、現組合を継続して処理を行うものとしております。

また、2 番目の老人福祉センターの運営について、下のほうでございますけれども、こちらにつきましても、次のページには老人福祉センターの運営については、環境クリーンセンターの附帯施設と位置づけて、運営については環境クリーンセンターに準ずるものということで規定がされているところでございます。

1 枚目の資料に戻っていただきまして、今後の予定でございますが、土浦市清掃センターにつきましては、今年度、基幹的施設更新工事が完了することによりまして、新治地区を含む全市の一般廃棄物の処理が可能となること、また、同協定が平成 31 年度をもって終了することから、同組合を土浦市が離脱することについて構成市において協議を開始したところでございます。

なお、同組合は平成 32 年度においては、かすみがうら市、石岡市の 2 市で運営することになりますが、現在、小美玉市に建設中の霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設が完成する平成 32 年度をもって解散し、既存の施設の解体を行う予定でございます。解体費用につきましては、今後、土浦市を含め、負担割合等について 3 市で協議を行ってまいります。

本件につきましては、今後も随時ご報告をさせていただきたいと思っております。

また、本件は 22 日開催されます全員協議会でも説明をする予定でございます。

説明については、以上です。よろしくお願いたします。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。設楽委員。

○設楽健夫委員

3 番、2020 年度（平成 32 年度）以降の予定で、土浦市が離脱する。それ以降については、まず残るのは、石岡市とかすみがうら市の 2 市になっていくわけですが、この解体の協議というのは、土浦市がここから離脱していくという協議の中に含まれるのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、現在、解散事務検討委員会を開催しておりまして、その中で土浦市については解体まで含んで負担金は支出するということを確認しております。

以上です。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この平成 32 年度以降のこの施設の取り扱いについては、実質上、これまでの 3 市の協議会がこの実際の予算、あるいは管理監督含めて継続して、実施していくということが議論されているのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい。解散事務につきましては、3 市で今後も継続して協議していく状況になっております。また、平成 32 年度の運営につきましては、石岡市とかすみがうら市の 2 市で運営していくこととなりますけれども、解散事務等や解体については 3 市で今後も継続して協議していくこととなります。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

確認ですけれども、平成 32 年度以降は、2 市で運営していくということですね。その後の解体含めた処理については、引き続き解散前の 3 市で、予算を含めて行き、管理監督も全部行っていくと解釈していいですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。平成 32 年度については、2 市で運営することになりますが、解体等については、3 市で今後継続して支出していくということになります。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、解体については、3 市となる。平成 32 年度以降の実際の運営については、2 市で運営委員会か何かつくられるでしょうけれども、2 市で協議していく。解体については、その組織体はどういう形で検討されているのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、現在協議中でございますが、組合としては平成 32 年度末をもって解散することになりますので、その後、構成市の中の 1 市が多分引き続いて解体等について行っていくというようなことになるかと思えます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

1 市が引き継いでいくということは、一番派遣している内容からすると、かすみがうら市が重要な位置になっていると思います。けれども、この市が引き継いでいく場合の解体費用の確定については、

先の話になりますよね。それはこの1市に、土浦市も石岡市も全面委任するという内容になるのか、それとも何らかの形で協議体が残るのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

その方法につきましては、まだ決定はしておりませんが、形としては例えばかすみがうら市として、まだ決まっているわけではないですが、かすみがうら市が引き継いだ場合には、かすみがうら市が基本的に解体等を行って、そのほかの市については負担金として支払うというような形になっていくのではないかと考えております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この解散総会といいますか、解散の会議が開かれるでしょうから、そのときに想定される解体費用という資産の大体目安も決定され、そして、その増減に対してどうしていくのかについても、この解散前に協議されることになるのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、解散事務検討委員会というのが立ち上がっておりまして、その中で3市の中で協議されていくことになるかと思えます。また、組合の規約等についても、土浦市が平成31年度末をもって離脱となりますので、3市において規約の改正議決等が必要になってくるかと思えます。それらとともに、協定等についても同じような形で解散であったり解体であったりを盛り込んだ内容の協定が締結されていきますので、平成31年度中にはそのような協議がされていくのではないかと考えております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この素案といいますか、その内容については、具体的な途中経過含めて、これは重要な案件になってくると思えます。途中経過含めて、その報告については、この文教厚生委員にも示していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これらにつきましては、今後も随時ご報告をさせていただきたいと考えております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それと、クリーンセンターの全体の構成ですけれども、お風呂とか全部含めて、全施設と理解していいですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、先ほど協定の中にもございますけれども、環境クリーンセンターの運営と老人福祉センターの運営ということで協定がされておりまして、老人福祉センターについても環境クリーンセンターに準ずるものと、附帯施設ということで準ずるものとしていることから、解体等については同じような形で行っていく予定でございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと私もこのクリーンセンターの規約等を見てないのでわかりませんが、老人福祉センターは附帯施設として、その中に資産台帳には記載されていると理解していいですね。

（協定書について発言する者あり）

○設楽健夫委員

それはどこに入っていますか。

（協定書の場所について発言する者あり）

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

2番、老人福祉センターの運営についてで、次のページになりますけれども、第1の「ただし、老人福祉センターは、環境クリーンセンターの付帯施設と位置付け、運営については環境クリーンセンターに準ずるものとする」という記載でございます。

○中根光男委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

これで、執行部の皆様方には、退席をお願いいたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時33分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中根光男委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後 2時33分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 中 根 光 男